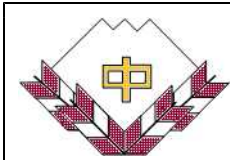


学校教育目標
「主体的に学び、心豊かにたくましく生きる生徒の育成」



矢中だより

第25号
令和6年3月27日
由利本荘市立矢島中学校

転出職員より最後のご挨拶

23日(土)、教職員の異動が新聞にて発表されました。本日の離任式では生徒と職員が互いにお別れを惜しみ感謝の言葉を述べることができました。ご家庭にも、矢中だよりを通じて転任のあいさつをさせていただきます。

◇教頭 安井伸也 (由利本荘市立鶴舞小学校へ転出)

6年前、いくつかの無責任な思惑と、自分自身のちょっとした気の迷いが重なって管理職という立場になりました。その立場で初めて勤務した矢島小学校で一緒に過ごした子どもたちと、矢島中学校でまた一緒に学校生活を送れたこと、小学生から中学生へと成長していく姿を見られたことは、本当に幸せなことだったと思います。子どもたちが成長していくことはとてもうれしいことです。しかしそれはまた、理想と現実の狭間の中で子どもたちも家族も、様々な壁にぶつかることでもあります。人の幸せの形は1人1人違います。矢島の子どもたちが、ご家族のみなさんと力を合わせて人生の壁を乗り越え、自分の幸せの形を見つけていくことを心から願っています。お世話になりました。ありがとうございます。またどこかでお会いしましょう。

◇教諭 大庭了 (にかほ市立仁賀保中学校へ転出)

たった1年の勤務ではありましたが、大変お世話になりました。勤務が半日ということもあって、いろいろと迷惑をかけたこともあったと思いますが、個人的には大好きな数学にどっぷりとつかって、みなさんといっしょに勉強することができ、とてもうれしく思っています。この1年間は、とても幸せな1年でした。来年度は、仁賀保中学校にお世話になることになりました。みなさんもそうであるように、新しいステージで、お互いに何か1つでもステップアップできるよう一緒に頑張っていきましょう。保護者の皆様、大変お世話になりました。ありがとうございます。

◇教諭 目黒祐美子 (井川町立井川義務教育学校へ転出)

2年間という短い期間でしたが、子供たちと共にたくさん成長することができました。地元を離れて、初めての由利本荘地区の学校での勤務に不安もありましたが、生徒も地域の方もあたたかい方ばかりで、安心して充実した2年間を送ることができました。教室から見える鳥海山は、矢島中での思い出と共に一生忘れることはありません。本当にありがとうございました。みなさんの活躍をいつも応援しています。

◇調理員 村上和広 (由利本荘市立矢島小学校へ転出)

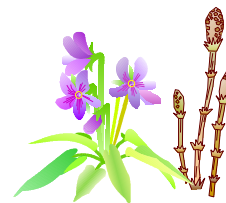
矢島小から矢島中に勤務して4年間いろいろありがとうございました。仕事する場所は変わりませんが、矢島小、矢島給食センターとなります。近くに居ますので今後もよろしくお願ひします。

◇調理員 佐藤千秋 (由利本荘市立鳥海小学校へ転出)

矢島中学校にお世話になって28年になりました。色々な人たちと出会い、楽しく働くことができました。28年前は300人近くいた生徒も、とても少なくなりましたが、美味しく食べてもらいたい気持ちはその時と変わりません。この後、鳥海給食センターに行きますが、同じ気持ちで頑張りたいと思います。大変、お世話になりました。

事故のない春休みに

- 事故の防止につとめる。
国道108号線では車がスピードを出して走るようになります。十分気を付けましょう。
- 生徒だけでゲームセンター・コーナー、カラオケ店には行かない。保護者が同伴する。
- 生活リズムを崩さない。
起床・就寝時間が大きく崩れないよう、ご指導ください。特に、夜更かしが習慣化すると、4月からの学校生活のスタートが苦しく感じられます。
- 法律で決められていることや、社会のルール・マナーを守る。
春らしくなり、開放的な気持ちから、「心の隙」ができないようにしましょう。飲酒・喫煙・万引き等、誘われても同調しない、地域の迷惑になるような行為はしないなど、正しい判断力をもって行動しましょう。
- ゲーム機器、スマホ・タブレット端末等は、時間を守って使用する。
家族で時間等に関するルールを決め、ゲーム漬けにならないように気を付けましょう。
由利本荘市では、これらの端末の使用は夜9時までというルールです。



春休みの自転車使用について

- (1) 春休み中の部活動で登校する際は、自転車を使用しない。登下校の自転車使用は、4月5日から。(3月中は、降雪・凍結の日が予想されるため。休み中に点検も必要です)
- (2) ご家庭で自転車を使用する場合は、次の4原則を守る。
 - ① 雪が降っている時
 - ② 雪が積もっている時
 - ③ 路面が凍っている時
 - ④ ①～③の予報が出ている時は、自転車に乗らない。
※ ヘルメットの着用は努力義務です。

自転車点検・保健の加入のお願い

来年度からの「自転車通学許可願い」を、配布しております。希望者は、新年度のスタートに申請してください。令和4年に「秋田県自転車条例」が施行され、自転車の利用には「自転車損害賠償保険」等への加盟が義務化されました。お子様が自転車をお持ちのご家庭は、自転車通学の有無に関わらず、任意で加入するようにしてください。

- ① 自転車安全整備点で点検(有料) → 整備・点検後、「赤or緑TSマーク」が発行されます。賠償・渉外保険(1年保証)に自動的に加入したことになるので、改めて加入の必要はありません。
- ② 保護者によるご家庭での点検 → 点検検カード(先日配布)の項目を点検し、任意で自転車保険に加入してください。

